（起居動作の時間帯）

第五十条の十　法第五十五条の二十の時間帯は、次の各号に規定する時間帯について次に掲げる基準に従い定めるほか、居室に在室していることを確認するための点呼の時間帯について定めるものとする。

一　食事の時間帯は、朝食については午前七時から午前九時までの間で、昼食については午前十一時から午後一時までの間で、夕食については午後五時から午後七時までの間で定めること。

二　就寝の時間帯は、午後十時から翌日の午前七時までの間で、連続する八時間以上の時間帯を定めること。

三　戸外運動の時間帯は、午前八時三十分から午後五時までの間で定めること。

四　入浴の時間帯は、午前八時三十分から午後五時までの間で定めること。

2　法第五十五条の二十の時間帯は、入国者収容所等の規律及び秩序の維持その他管理運営上必要があるときは、前項各号に掲げる基準によらないで定めることができる。

（物品の貸与等）

第五十条の十一　法第五十五条の二十一第二項の規定による物品の貸与及び嗜好品の支給は、当該物品を貸与し、又は嗜好品を支給しようとする被収容者の処遇上特に適当と認める場合に限り、行うことができるものとする。

2　前項に定めるもののほか、法第五十五条の二十一第二項の規定により被収容者に貸与し、又は支給する物品及び嗜好品の品名並びにその貸与又は支給の基準は、出入国在留管理庁長官が定める。

（被収容者の自弁の物品の使用等）

第五十条の十二　被収容者には、法第五十五条の二十二各号に掲げる物品について、この条の定めるところにより、必要な範囲内で、自弁のものの使用又は摂取を許すものとする。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

2　被収容者には、法第五十五条の二十二第三号に掲げる物品は、出入国在留管理庁長官が定める品名のものについて、自弁のものの使用を許すものとする。

3　被収容者には、法第五十五条の二十二第四号に掲げる物品は、酒類及びたばこ以外の物品について、自弁のものの摂取を許すものとする。

4　被収容者には、法第五十五条の二十二第五号に掲げる物品は、次に掲げる物品について、自弁のものの使用又は摂取を許すものとする。

一　タオル、石けん、洗髪剤、洗顔用具、調髪用具、運動靴その他の日用品

二　文房具、遊具その他の知的、教育的及び娯楽的活動に用いる物品

三　マスクその他の身体に装着する物品（衣類を除く。）であつて、被収容者の健康状態その他の事情に照らして使用することが必要なもの

四　前各号に掲げるもののほか、入国者収容所長等が入国者収容所等における日常生活に用いる物品として必要と認めるもの

（法第五十五条の二十三第一項第三号に規定する法務省令で定める物品）

第五十条の十三　法第五十五条の二十三第一項第三号に規定する法務省令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一　印紙及び印鑑

二　かつら

（差入れの申出書の提出等）

第五十条の十四　入国者収容所長等は、被収容者に金品を交付しようとする者に対し、次に掲げる事項について、これを記載した申出書の提出を求め、又は質問することができる。

一　国籍・地域、氏名、生年月日、住所、電話番号、職業及び勤務先の名称

二　交付の相手方である被収容者の国籍・地域、氏名及びその者との関係

［条を加える。］

［条を加える。］